

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 一 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

第一条による改正後

目次

第四章 削除

第六章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター（第四十一条）

（第四十三条の三）

第二節 （略）

第三節 （略）

第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入

等による高齢者の安定した雇用の確保の促進

（高齢者雇用確保措置）

第九条 定年（六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高齢者雇用確保措置」という。）のいずれかを講じなければならない。

一 当該定年の引上げ

二 継続雇用制度（現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入

三 当該定年の定め廃止

2 事業主は、当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場

第一条による改正後

目次

第四章 高齢者職業経験活用センター等

第一節 高齢者職業経験活用センター（第三十二條 第三十六條）

第二節 全国高齢者職業経験活用センター（第三十七條 第三十九條）

第六章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター（第四十一条）

（第四十三条）

第二節 （略）

第三節 （略）

第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入

等による高齢者の安定した雇用の確保の促進

（定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置）

第九条 定年（六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、当該定年の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は改善その他の当該高齢者の六十五歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置（以下「高齢者雇用確保措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

現行

（目次 同上）

第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入
 等による高齢者の安定した雇用の確保の促進

（第九条 同上）

合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、前項第一号に掲げる措置を講じたものとみなす。

(指導、助言及び勧告)

第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、高年齢者雇用確保措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三章 高年齢者等の再就職の促進等

第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等

(再就職援助措置)

第十五条 事業主は、その雇用する高年齢者等(厚生労働省令で定める者に限る。以下この節において同じ。)が解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)(その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下「解雇等」という。))により離職する場合において、当該高年齢者等が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置(以下「再就職援助措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

2 公共職業安定所は、前項の規定により事業主が講ずべき再就職援助措置について、当該事業主の求めに応じて、必要な助言その他の援助を行うも

(諸条件の整備に関する勧告)

第十条 公共職業安定所長は、高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、高年齢者を雇用する事業主に対し、職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備の実施に関して必要な勧告をすることができる。

第三章 高年齢者等の再就職の促進等

第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等

(再就職援助の措置)

第十五条 事業主は、その雇用する高年齢者等(厚生労働省令で定める者に限る。以下この節において同じ。)が定年、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)(その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該高年齢者等が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 公共職業安定所は、前項の規定により事業主が講ずべき高年齢者等の再就職の援助に関する措置について、当該事業主の求めに応じて、必要な助

(第十条 同上)

第三章 高年齢者等の再就職の促進等

第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等

(第十五条 同上)

のとする。

(多数離職の届出)

第十六条 事業主は、その雇用する高年齢者等のうち厚生労働省令で定める数以上の者が解雇等により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(第二項 略)

(求職活動支援書の作成等)

第十七条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、解雇等により離職することとなっている高年齢者等が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項(解雇等の理由を除く。)として厚生労働省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面(以下「求職活動支援書」という。)を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。

(第二項 同下)

言その他の援助を行うものとする。

(多数離職の届出)

第十六条 事業主は、その雇用する高年齢者等のうち厚生労働省令で定める数以上の者が前条第一項に規定する理由により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(第二項 略)

(求職活動支援書の作成等)

第十七条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)(その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由)以下「解雇等」という。により離職することとなっている高年齢者等が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項(解雇等の理由を除く。)として厚生労働省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助の措置を明らかにする書面(以下「求職活動支援書」という。)を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。

2 前項の規定により求職活動支援書を作成した事業主は、その雇用する者のうちから再就職援助担当者を選任し、その者に、当該求職活動支援書に基づいて、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所と協力して、当該求職活動支援書

(第十六条 同上)

(再就職援助計画の作成等)

第十七条 公共職業安定所長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十五条第一項に規定する理由により離職することとなっている高年齢者等の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、当該高年齢者等を雇用している事業主に対し、当該高年齢者等の再就職の援助等に関する計画(以下この条及び次条第三項において「再就職援助計画」という。)の作成を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、再就職援助計画を作成するとともに、その内容を記載した書面(次条第一項及び第二項において「再就職援助計画書」という。)を当該再就職援助計画に係る労働者に交付するものとする。

3 前項の規定により再就職援助計画を作成した事業主は、その雇用する者のうちから再就職援助担当者を選任し、その者に、当該再就職援助計画に基づいて、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所と協力して、当該再就職援助計画

に係る高年齢者等の再就職の援助に関する業務を行わせるものとする。

(指導、助言及び勧告)

(第十七条の二 同下)

第十七条の二 厚生労働大臣は、前条第一項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、求職活動支援書を作成し、当該求職活動支援書に係る高年齢者等に交付すべきことを勧告することができる。

(求職活動支援書に係る労働者に対する助言その他の援助)

(第十八条 同下)

第十八条 求職活動支援書の交付を受けた労働者は、公共職業安定所に求職の申込みを行うときは、公共職業安定所に、当該求職活動支援書を提示することができる。

2 公共職業安定所は、前項の規定により求職活動支援書の提示を受けたときは、当該求職活動支援書の記載内容を参酌し、当該求職者に対し、その職務の経歴等を明らかにする書面の作成に関する助言その他の援助を行うものとする。

3 公共職業安定所長は、前項の助言その他の援助を行うに当たり、必要と認めるときは、当該求職活動支援書を作成した事業主に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(募集及び採用についての理由の提示等)

(第十八条の二 同下)

第十八条の二 事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、やむを得ない理由により一定の年齢(六十五歳以下のものに限る。)を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、厚生労働

に係る高年齢者等の再就職の援助に関する業務を行わせるものとする。

(再就職援助計画に係る労働者に対する助言その他の援助)

(第十八条 再就職援助計画書の交付を受けた労働者は、公共職業安定所に求職の申込みを行うときは、公共職業安定所に、当該再就職援助計画書を提示することができる。

2 公共職業安定所は、前項の規定により再就職援助計画書の提示を受けたときは、当該再就職援助計画書の記載内容を参酌し、当該求職者に対し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

3 公共職業安定所長は、前項の助言その他の援助を行うに当たり、必要と認めるときは、当該再就職援助計画を作成した事業主に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第四章 削除

第三十二条から第三十九条まで 削除

働省令で定める方法により、当該理由を示さなければならぬ。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する理由の提示の有無又は当該理由の内容に関して必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第四章 高年齢者職業経験活用センター等

第一節 高年齢者職業経験活用センター

(指定等)

第三十二条 厚生労働大臣は、高年齢者（六十歳以上の者に限る。以下この章において同じ。）に対し、その意欲及び能力に応じ、その職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業の機会を確保し、及び提供することにより、高年齢者の再就職の促進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条第一項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

2 厚生労働大臣は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「高年齢者職業経験活用センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

(第四章の章名 同上)

(第一節の節名 同上)

(第三十二条 同上)

3 高年齢者職業経験活用センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務等)

第三十二条 高年齢者職業経験活用センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業(以下この章において「職業経験活用就業」という。)を希望する高年齢者に対し、職業経験活用就業を行うに当たつて必要となる事項に関する講習を行うこと。

二 前号の高年齢者に対し、その職業生活に関する事項について相談及び助言を行うこと。

三 第一号の講習を修了した者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。

四 前号に掲げるもののほか、第一号の講習を修了した者のために、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十一条の許可を受けて、同法第二条第四号の一般労働者派遣事業を行うことその他の職業経験活用就業の機会の確保及び提供を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、高年齢者のための職業経験活用就業に関し必要な業務を行うこと。

2 高年齢者職業経験活用センターは、職業安定法第三十二条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第三号の無料の職業紹介事業を行うことができる。

(第三十二条 同上)

3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、高年齢者職業経験活用センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五條の二から第五條の七まで、第三十三條の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三條の五から第三十四條まで、第四十八條から第四十八條の四まで、第五十一條の二並びに第六十五條から第六十七條までの規定並びに雇用対策法第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三條の二第三項中「同項」とあり、並びに同條第五項及び第七項中「第一項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三條第二項」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(事業計画等)

第三十四條 高年齢者職業経験活用センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 高年齢者職業経験活用センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第三十五條 厚生労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、高年齢者職業経

(第三十四條 同上)

(第三十五條 同上)

験活用センターに対し、第三十二条第一項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十六条 厚生労働大臣は、高年齢者職業経験活用センターが次の各号のいずれかに該当するとき

は、第三十二条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。
一 第三十二条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 前条の規定に基づく処分違反したとき。

五 第五十三条第一項の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

1。

第二節 全国高年齢者職業経験活用センタ

11

(指定)

第三十七条 厚生労働大臣は、高年齢者職業経験活用センターの健全な発展を図ることにより、職業

経験活用就業を希望する高年齢者の再就職の促進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(第三十六条 同上)

(第二節の節名 同上)

(第三十七条 同上)

(業務)

第三十八条 前条の指定を受けた者(以下「全国高年齢者職業経験活用センター」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 高年齢者職業経験活用センターの業務に関し啓発活動を行うこと。

二 高年齢者職業経験活用センターの業務に従事する者に対する研修を行うこと。

三 高年齢者職業経験活用センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導、助成その他の援助を行うこと。

四 高年齢者職業経験活用センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びに高年齢者職業経験活用センターその他の関係者に対し提供する。

五 前各号に掲げるもののほか、高年齢者職業経験活用センターの健全な発展を図るために必要な業務を行うこと。

(第三十八条 同上)

(準用)

第三十九条 第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、全国高年齢者職業経験活用センターについて準用する。

この場合において、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第三十七条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十五条中「この節」とあるのは「次節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第三十八条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「次条」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十八条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第三十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(第三十九条 同上)

第六章 シルバー人材センター等

第二節 シルバー人材センター

(指定等)

第四十一条 (第一項及び第二項 略)

3 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、シルバー人材センターの名称及び住所、事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。

4 シルバー人材センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務等)

第四十二条 (第一項 略)

2 シルバー人材センターは、職業安定法第三十三条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第二号の無料の職業紹介事業を行うことができる。

3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二並びに第六十五条から第六十七

第六章 シルバー人材センター等

第二節 シルバー人材センター

(指定)

第四十一条 (第一項及び第二項 略)

(業務等)

第四十二条 (第一項 略)

第六章 シルバー人材センター等

第二節 シルバー人材センター

(第四十一条 第一項及び第二項 略)

(業務)

第四十二条 (第一項 略)

項 第五条第二	(略)	<p>条までの規定並びに雇用対策法第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条の二第三項中「同項の規定」とあり、並びに同条第五項及び第七項中「第一項の規定」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定」とする。</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>5 シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第一項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労働者派遣事業（以下「一般労働者派遣事業」という。）を行うことができる。</p>
項 第五条第二	(略)	<p>6 (略)</p>
項 第五条第二	<p>前項の許可を受 けようとする者</p>	<p>2 シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労働者派遣事業（以下「一般労働者派遣事業」という。）を行うことができる。</p> <p>3 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第二章第二節第二款並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
項 第五条第二	<p>高年齢者等の雇 用の安定等に関 する法律（昭和</p>	<p>高年齢者等の雇 用の安定等に関 する法律（昭和</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	四十六年法律第六十八号)第四十二條第五項の規定により届けて一般労働者派遣事業を行う者とする者

第十四条第一項	第八条第二項	第六条第四号	第六条第六項	第五条第三項		
、第五条第一項の許可を取り消すことができる	許可証の交付を受けた者は、当該許可証	一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日	前条第一項の許可を受けることができない	申請書 申請書	申請書 届出書	四十六年法律第六十八号)第四十二條第二項の規定により届けて一般労働者派遣事業を行う者とする者
当該一般労働者派遣事業(二)以上の事業所を設けて一般労働者	第五条第二項の規定による届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類	一般労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該廃止を命じられた日	新たに一般労働者派遣事業の事業所を設けて当該一般労働者派遣事業を行つてはならない	届出書	届出書	

7	前二項に定めるもののほか、第五項の規定による一般労働者派遣事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

(事業計画等)
 第四十三条 シルバー人材センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画

4	前二項に定めるもののほか、第二項の規定による一般労働者派遣事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。	第二十六條	第五條第一項の許可を受け、	派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごと、一般労働者派遣事業。以下この項において同じ。の開始の当時第六條第四号に該当するときは当該一般労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる
		第四項 第五十九條 第四号 第六十一條 第一号	第十四條第二項	第十四條
		第五條第二項(第十條第五項において準用する場合を含む。)	に規定する申請書、第五條第三項(第十條第五項において準用する場合を含む。)	に規定する書類

(準用)
 第四十三條 第三十二條第二項から第四項まで、第三十三條第二項から第四項まで及び第三十四條が

(第四十三條 同上)

書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 シルバー人材センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第四十三条の二 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第四十二条第一項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十三条の三 都道府県知事は、シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第四十二条第一項に規定する業務を適正かつ

ら第三十六条までの規定は、シルバー人材センターについて準用する。この場合において、第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十一条第一項」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域」と、第三十三条第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十二条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三条第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十三条において準用する同法第三十三条第二項」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第四十二条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十一条第一項」と、同項第一号中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十二条」と、同項第二号中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十三条において準用する前条」と読み替えるものとする。

確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 前条の規定に基づく処分違反したとき。

五 第五十三条第一項の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

1。

第二節 シルバー人材センター連合

(第四十四条 同下)

第二節 シルバー人材センター連合

(指定等)

第四十四条 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第四十二条第一項に規定する業務に関し第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第四十二条第一項に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

(第二項から第四項まで 略)

(準用)

(準用)

第二節 シルバー人材センター連合

(指定等)

第四十四条 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第四十二条に規定する業務に関し第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第四十二条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

(第二項から第四項まで 略)

(準用)

第四十五条 第四十一条第三項から第五項まで及び第四十二条から第四十三条の三までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第四十一条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第四十二条第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」と、同条第三項中「第四十二条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第二項」と、同条第五項中「その構成員である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢退職者のみ」と、同条第六項の表第五條第二項の項中「第四十二条第五項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第五項」と、第四十三条の二中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、第四十一条第一項中「第四十二条第一項」と、同項第一号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四十五条 第三十二条第二項から第四項まで、第三十三条第二項から第四項まで、第三十四条から第三十六条まで及び第四十二条の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十二条第二項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第三十三条第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十二条第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十五条において準用する同法第三十二条第二項」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第三十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第一号中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」と、第四十二条第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」と、同条第二項中「その構

第四十五条 第三十二条第二項から第四項まで、第三十三条第二項から第四項まで、第三十四条から第三十六条まで及び第四十二条の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十二条第二項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第三十三条第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十二条第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十五条において準用する同法第三十二条第二項」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第三十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第一号中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」と、第四十二条の指定区域（以下「センターの指定区域」という。）とあるのは「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」と読み替えるものとする。

第三節 全国シルバー人材センター事業協会

(準用)

第四十八条 第四十一条第三項から第五項まで及び第四十三条から第四十三条の三までの規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第四十一条第三項から第五項まで及び第四十三条から第四十三条の三までの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十一条第三項中「第一項」とあるのは「第四十六条」と、「事務所所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「並びに事務所所在地」と、第四十三条の二中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第四十二条第一項」とあるのは「第四十七條」と、第四十三條の三第一項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十六條」と、同項第一号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十七條」と、同項第二号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十八條において準用する前条」と読み替えるものとする。

第八章 雑則

(経過措置)

第五十三条の二 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合において

「役員である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢退職者のみ」と、同条第三項の表第五条第二項の項中「第四十二条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第二項」と読み替えるものとする。

第三節 全国シルバー人材センター事業協会

(準用)

第四十八条 第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第三十二条第一項」とあるのは「第四十七條」と、第三十六條第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十六條」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十七條」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十八條において準用する前条」と読み替えるものとする。

第三節 全国シルバー人材センター事業協会

(第四十八条 同上)

ては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

（高年齢者雇用確保措置に関する特例等）

第四条 次の表の上欄に掲げる期間における第九条第一項の規定の適用については、同項中「六十五歳」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二歳
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三歳
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四歳

2 定年（六十五歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主は、平成二十五年三月三十一日までの間、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その他の当該高年齢者の六十五歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条 高年齢者雇用確保措置を講ずるために必要な準備期間として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日以後の日で政令で定める日までの間、事業主は、第九条第二項に規定する協定をするため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就業規則その他これに準ずるものにより、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づき制

度を導入することができる。この場合には、当該基準に基づく制度を導入した事業主は、第九条第一項第二号に掲げる措置を講じたものとみなす。

2 中小企業の事業主（その常時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。）に係る前項の規定の適用については、前項中「三年」とあるのは「五年」とする。

3 厚生労働大臣は、第一項の政令で定める日までの間に、前項の中小企業における高年齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該政令について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（事業主による高年齢者等の再就職の援助等に関する経過措置）

第六条 第十五条から第十七条までの規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、第十五条第一項中「解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）（その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由）（以下「解雇等」という。）」とあるのは「定年、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）（その他の厚生労働省令で定める理由）」と、第十六条第一項中「解雇等」とあるのは「前条第一項に規定する理由」と、第十七条第一項中「解雇等により」とあるのは「解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）（その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由）（以下「解雇等」という。）」により」とする。

改正案	現行
<p>附則 （三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）</p> <p>第四条（第一項から第五項まで 略）</p> <p>6 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一項第一号（第五十二条第二項に係る部分に限る。）、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、<u>コ、附則第四条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第四条第一項に規定する業務</u>とする。</p> <p>（第七項及び第八項 略）</p>	<p>附則 （三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）</p> <p>第四条（第一項から第五項まで 略）</p> <p>6 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一項第一号（第五十二条第二項に係る部分に限る。）、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、<u>コ、附則第三条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第三条第一項に規定する業務</u>とする。</p> <p>（第七項及び第八項 略）</p>

三 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

改正案	現行
<p>（国の施策） 第四条（第一項 略） （第一号から第四号まで 略） 五 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。 （第六号及び第七号 略） （第二項 略）</p>	<p>（国の施策） 第四条（第一項 略） （第一号から第四号まで 略） 五 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ並びに継続雇用制度の導入及び改善の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。 （第六号及び第七号 略） （第二項 略）</p>